

内部統制システムの整備に関する基本方針

株式会社万代リテールホールディングス

当社グループの内部統制システムに関する基本方針(業務の適性を確保するための体制)は、次のとおりとする。

当社グループは、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応し、常に見直しを図り、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、当社グループにおける企業倫理の確立並びに取締役、執行役員及び従業員による法令、定款及び社内規程の遵守を目的として定める「行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- (2) 当社は、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し及び問題点の検討を行うとともに、当社グループによる日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的な「行動規範」の徹底を推進する。
- (3) 社長直轄の組織として設置する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて調査するとともに、その結果を社長及び監査等委員会に報告する。
- (4) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (5) 取締役は、監査等委員である取締役及び外部弁護士による相談窓口を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令違反又は「行動規範」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、顧問弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
- (2) 取締役、執行役員及び従業員の職務に関する各種の文書、帳票類については、適用のある法令、「文書管理規程」及びそれに関する各管理マニュアルに基づき適切に作成、保存、管理し、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- (3) 「インサイダー取引管理規程」に基づき情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然流出防止体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスクマネジメント規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 当社は、リスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、グループ企業各社のリスク管理の実施について監督する。
- (3) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- (4) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては、リスクマネジメント委員会において十分な審議を行うほか、特に必要なものについては取締役会において報告する。
- (5) 事業部門は、事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及びリスクマネジメント委員会にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会に報告する。
- (6) 内部監査室は、当社グループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について、監査を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、執行役員に対して適切な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として月1回定例開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (3) 取締役会は、当社グループの中期経営目標及び年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (4) 取締役は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、グループ経営会議で確認し、取締役会に報告する。
- (5) 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- (6) 取締役及び従業員の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループすべてに適用する行動指針として、「行動規範」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。
- (2) 当社は、子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁、報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- (3) 監査等委員会は、網羅的観点からモニタリング及び監査を実施し、改善を促すとともに、その結果をグループ企業各社に報告する。
- (4) 当社は、当社グループにおける業務の適正性及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門及び子会社は、システム部門の支援の下でこれを実施する。

6. 財務報告の信頼性及び資産保全の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、信頼性のある財務報告を作成し、その適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、同実施基準」に則り、内部統制システムを整備・運用する。
- (2) 当社グループは、内部統制システムが適正に機能していることを常に評価し、不備があれば必要な是正を行い、改善を図る。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項並びに当該取締役及び従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は、監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ、その職務を補助する取締役又は従業員として適切な人材を配置する。当該補助者の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、人事評価・異動・懲戒については監査等委員会の同意を得るものとするにより、当該補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保することとする。

8. 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会及びグループ経営会議に参加し、取締役より業務執行状況の報告を受ける。
- (2) 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員又は従業員は、監査等委員会に対して法令上報告を要する事項に加え、当社グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項及び業務執行の状況について報告する。
- (3) 取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応する。
- (4) 取締役は、「内部通報に関する内部規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を、その内容に含め、従業員に周知徹底する。
- (5) 重要な決裁書類は、監査等委員会の閲覧に供する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、リスクマネジメント委員会をはじめとした必要と認める重要な会議に出席することができる。

- (2) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題及び事業に内在するリスク等のほか、監査上の重要な課題について意見交換を行う。
- (3) 監査等委員である取締役は、随時経理システム、稟議決裁システム等の社内システムの情報を閲覧することができる。
- (4) 監査等委員会は、月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査室及び会計監査人から定期的又は随時に監査計画・監査方針・監査結果報告を受け、意見交換を行う。
- (5) 監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士・税理士・公認会計士その他の外部アドバイザーから意見と助言を求めることができる。